

生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の里山林の保全、整備及び活用の促進を図るため、市民の自主的な参加による森林整備活動として、里山林整備を行う団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、生駒市補助金等交付規則（平成20年10月生駒市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる補助事業者は、森林所有者が協力して組織するNPO・ボランティア団体、地域住民が自主的な参加による森林づくり活動と組織する自治会等（以下「整備団体」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の対象となる事業及び補助対象の範囲は、奈良県の地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱（平成23年6月8日制定。以下「県交付要綱」という。）の第3条に定める地域で育む里山づくり事業に該当する事業で、奈良県が補助を採択するものとし、補助対象事業及び経費は、県交付要綱の市町村事務費を除いた別表1及び2のとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、奈良県から交付される地域で育む里山づくり事業補助金の範囲内とし、県交付要綱の市町村事務費を除いた別表3のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする整備団体は、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（第1号様式）を、市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定通知)

第6条 市長は、提出のあった交付申請書を審査して適当と認めたときは、整備団体に対し、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付の決定（第2号様式）を通知するものとする。

(変更承認申請)

第7条 事業の内容を変更する場合は、あらかじめ生駒市地域で育む里山づくり事業変更承認申請書（以下「変更承認申請書」）（第3号様式）を、第5条の規定に準じて提出するものとする。

なお、変更承認が必要な範囲は、別表4のとおりとする。

2 市長は、提出のあった変更承認申請書を審査して適当と認めたときは、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金変更承認通知書（第4号様式）により通知する。

(補助金の前払)

第8条 市長は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の前払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の前払を受けようとする者は、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 整備活動を完了した整備団体は、生駒市地域で育む里山づくり事業実績報告書（第 6 号様式）を市長に提出する。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、第 9 条の規定による書類を受理した場合において適当と認めるときは確定通知（第 7 号様式）し、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金請求書（第 5 号様式）により補助金を交付する。

(補助金の返還)

第 11 条 市長は、補助金の交付を受けた整備団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部について、返還命令書（第 8 号様式）により返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は前条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の額を確定した場合において、第 8 条第 1 項の規定により前払をし、既にその額を超える補助金が交付されているとき。

(施行の細目)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成 23 年 6 月 8 日から施行し、令和 3 年 3 月 31 日限りその効力を失う。

(経過措置)

- 2 第 10 条及び第 11 条の規定は、この要綱の失効後から令和 3 年 5 月 31 日までの間、なおその効力を有する。

(生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 3 生駒市里山林機能回復整備事業補助金交付要綱（平成 18 年 4 月 24 日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 2 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。